

平成30年度 第7回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成30年10月19日（金） 13時00分から16時10分まで

2 場 所

千葉市文化センター 9階 会議室Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ

3 出席者

委 員：齋藤(利)委員長、村上副委員長、石川委員、齋藤(尚)委員、
工藤委員、八田委員、酒井委員、菊地委員、葉山委員、岡山委員、
阿部委員（11名）

事務局：環境生活部 生駒次長、森環境対策監、工藤環境研究センター長
環境政策課 野溝課長、熱田副課長、三田班長、
茶谷主査、高橋主査、出口副主査、加藤副主査

傍聴人：2名

4 議題

- (1) 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書
について（諮問、審議）
- (2) 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価
方法書について（審議）

5 結果概要

- (1) 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書
について（諮問、審議）
事務局より資料1について、事業者より資料2について、それぞれ説明
され、審議が行われた。
- (2) 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価
方法書について（審議）
事務局より資料3、資料6について、事業者より資料4、資料5につい
て、それぞれ説明され、審議が行われた。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 : 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 : 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書の概要について
- 資料 3 : 一般国道 4 6 4 号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 4 : 一般国道 4 6 4 号北千葉道路（市川市～船橋市） 環境影響評価方法書
前回委員会で寄せられた質疑・意見に対する都市計画決定権者の見解
- 資料 5 : 一般国道 4 6 4 号北千葉道路（市川市～船橋市） 環境影響評価方法書
説明会の実施状況と意見書の提出状況
- 資料 6 : 一般国道 4 6 4 号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書（平成 3 0 年 9 月 2 1 日諮問） 論点整理（たたき台）

【別紙：審議等の詳細】

(1) 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書
について（諮問、審議）

○事務局より資料1について説明。

【審議】

意見等、特になし。

○事業者より資料2について説明。

【審議】

(委員)

資料2の42ページの景観に関して、「対岸から見ると新施設建設による影響は大きい」と説明があった後に、結論としては、やはり影響は小さいということであったが、影響が大きいと書けない理由があるのか。

(事業者)

前提として、新施設がよく見える場所は、周辺の地形・見通しにより、非常に限定されている。この対岸は最も景観影響が出る場所なので、ここから見ると影響が無いとは言えないだろうと判断した。ただし、全体的な地域景観に対しては、元々市街化され、人工物が多い地域であるので、新施設ができたとしても、影響はそれほど大きくないと考えている。

(委員)

そうすると、調査地点を増やせば、1箇所影響があったとしても、結論としては影響が無いという量の議論になってしまう。「対岸から見ると非常に影響が大きい」ため、準備書で示した環境保全措置を行う」とした方が、違和感を与えないと思う。

準備書を見ると、水面や河川敷に影響を与えないため、結論として景観影響は小さいとしているが、景観の場合はスカイラインを切ることは好ましくないと一般的に言われており、その観点から見ると、スカイラインに変化を与えているわけなので、「その影響があるので、景観計画等に沿ってきちんと施設計画をする」とした方が素直ではないかと思う。

市川市は景観計画を最初期に作っている景観の先進地なので、水辺景観を引っ張るような先進的な施設を作る気概で取り組んでほしい。

(委員)

新施設のごみ処理量は、現状の600t／日に対し、440t／日であり、約3分の2になる。一方、発電量は、現状の7,300kWに対し、新施設は11,000kWであり、約1.5倍になる。ごみ処理量が減る一方で発電量が増えるということは、環境予測をする場合に現状の設備と比較するのは難しいのではないかと。資料2の34ページでは、「現施設よりごみ処理量が少ない施設で、使用する設備は現施設と同等又はそれ以下となると想定される」としているが、これはおかしいのではないかと。これだけ発電量が大きくなっているということは、ボイラーあるいは蒸気タービンの性能が良くなっているのではないかと。私の予想では、回転数を増やして発電量を増やしているのではないかと。回転数を増やすということは、騒音・振動レベルは大きくなることが考えられる。そういうことが考えられるので、ここでごみ処理量からだけで想定するのは、問題があると思う。

(事業者)

新施設発電に関しては、同じカロリーのごみ燃料における蒸気条件が現施設より進化している。現施設では250℃、1.8メガパスカルの蒸気条件だが、新施設では400℃、4メガパスカル程度の蒸気条件で考えている。そのため、ごみ処理量は減るが、発電量は現状より増えると考えている。

(委員)

その辺りをはっきりわかりやすく書いてほしい。分別によりごみ質は変わっていないか。

(事業者)

ごみ質は現状とほぼ同等の想定である。発電効率の変化は、ボイラーの蒸気条件によるものである。

(委員)

同じく発電のことで確認だが、本計画では、ごみ処理量440 t／日の内訳は147 t／日が3基となっている。これは、現在ごみ量が減っている中で、220 t／日を2基にして発電効率を落とすよりも、3基にしておいて1基が停止していても大丈夫、ということなのか。

また、市川市のクリーンセンターはここ1箇所のみで、沿岸地域だが、この場所は液状化地域ではないのか。

以上2点を確認したい。

(事業者)

まず、炉の数については、エネルギーの回収効率を考慮して3基ということや、2基の場合だと、ごみピットの容量を大きくしなければならず、掘削量が増えることもあり、総合的に判断して3基構成として計画を進めている。

次に、液状化については、当場所は東日本大震災の際には特に液状化は発生していない。ただ、この新施設を施工するに当たり液状化対策は行う予定である。

(委員)

液状化の件を尋ねたのは、この施設が大丈夫であったとしても、災害廃棄物が市川市で発生した時に、ここに持ってくるまでの道路などが大丈夫か、その確認がしたかったものである。

(事業者)

災害廃棄物のがれき置き場については、計画はできたが、これから広く庁内で協議していくところである。クリーンセンター周辺もがれき置き場の候補地であるので、道路状況含め今後検討していく。

(委員)

汚染土壌の話だが、準備書では、7-322ページが砒素、7-323ページがふっ素、7-324ページが鉛で、高い値が出たところは黒丸で示されている。調査の区画は10m四方とのことで、土は採れるところから採ったと思うのだが、表層のところなのか、10cmくらい下のところなのか。まず、土の採り方を伺いたい。

(事業者)

この場所は今のクリーンセンターの前の清掃工場が建っていた区域であり、汚染はその旧清掃工場の配管沿いやピット下で発生している状態である。土壌調査の深さは、配管沿いと表層下約2 m、ピット下だと表層下5～6 mのところである。

(委員)

そうすると、旧清掃工場が建っていた当時の図面などがあるということか。

(事業者)

そのとおりである。

(委員)

汚染地点がまっすぐ並んでいると何かあるなと思ってしまう。

今、駐車場とテニスコートになっているところは測定できなかったのか。

(事業者)

図面としては資料編の6-2ページに示しているが、テニスコートの下もコアを抜いて調査を実施している。

(委員)

なかなか測定できないところもあると思うので、汚染が配管沿いなどだけでなく、全体的に広がっていなければいいな、と思う。

(事業者)

地歴調査の中で汚染のおそれに関して区分を行っており、資料編の6-2ページで示した旧清掃工場のごみピット、灰ピット、あとは排水の配管沿い等を汚染のおそれありの区域と考え、土壌調査を実施したところである。

(委員)

動物に関して、準備書では特定外来生物が多く見つかったという結果になっ

ている。難しい問題だが、緑化した時に外来生物が増えてしまって守るべき在来生物を絶滅させてしまうということも起こり得る。そのため、単純にそのまま緑化をすればいいのか、という懸念がある。

(事業者)

まだ具体的な緑化の計画は決まっていないので、今の話も勘案しながら、どうしていくか検討していきたい。

(委員)

加えて、準備書では植物にも外来種が多いと書かれているが、土壌を搬出する際には、外来生物法で外来種の移動は禁止されているので、そこも考慮しなければならないのかな、と思う。これも難しい問題だと思うのだが。

(事業者)

そのような場合の対策の事例を把握していないので、調べて検討させていただきたいと思う。

(委員)

資料編の1-6ページには、大気質のバックグラウンドの設定にあたり、外環道工事による環境負荷を定量的に除外することが困難であることが書かれているが、まず確認で、そのページの「(1) 工事中」と「(2) 供用時」とは、新施設の工事中・供用時のことを指すか、それとも外環道の工事中・供用時のことか。私は前者だと思ったのだが。

(事業者)

今回の新施設の工事中・供用時のことである。

(委員)

ここではバックグラウンドの設定にあたって外環道の工事中の環境負荷に関することしか書いていないのではないか。新施設の供用時にあたっては、長く使う施設であるので、外環道の供用時の方の影響について書くべきではないか。

(事業者)

今回の大気質の調査を行った昨年度時点では、外環道はまだ工事が行われていた。そのため、実測値にその影響が含まれているのだが、それを定量的に除外することは困難としたものである。

また、新施設の供用時については、資料編1-6ページ「(2) 供用時」の文末に「そのうえで、外環道供用を含む環境バックグラウンドを考慮した将来濃度を合わせて示した」と記載したが、その「将来濃度」が準備書7-135ページの値となる。外環道の供用後の自動車交通による大気質への影響については、国土交通省の公表資料を引用し、二酸化窒素が最大0.002ppm、浮遊粒子状物質が最大0.0002mg/m³付加するというところで考慮している。

(委員)

新施設の供用時の値については、外環道の工事中の影響が除外できず入っており、また、外環道が開通してからの影響についても国土交通省の資料を基に足しているということで理解した。

(委員)

準備書の7-377ページに鳥類確認種の一覧表、7-383ページに鳥類の重要な種の一覧表があるが、鳥類目録の古いものが使われている。最新版が使われていないので、修正をお願いする。

また、動物に対して影響が小さいという結論になっているが、対象事業実施区域に存在する芝生、駐車場、テニスコートが無くなってしまうことによる影響について、重要だと思うのだが、明確に述べられていない。周辺に代替できる場所がある、ということにはなると思うが、そこを議論しないときちんと語ったことにはならないと思う。

(事業者)

まず、1点目の、最新の鳥類目録については、確認する。今回、河川水辺の国勢調査の方の目録を使っている部分もあるので、確認したい。

(委員)

公式の書類になるので、学会で認められた最新版を使うことが求められる。

(事業者)

続いて、2点目の、芝地が消失する場合の評価をもう少し具体的に、ということについては、鳥類に関しては芝地の部分でラインセンサス等も行っており、定量的な鳥類の数などもわかっているのので、それを踏まえて、今後、検討したい。

(委員)

対象事業実施区域は干拓地だったと思うのだが、準備書の7-328ページから記載の、ボーリングによる地質調査結果の「盛土層(B)」というのは、干拓した際に人為的に盛った部分に当たるのか。

(事業者)

干拓地かどうかについては、準備書3-46ページに図で示している。地質調査結果と時代の照合については、確認して、次回の委員会で説明したい。

(委員)

言いたかったのは、土壌というよりも、地盤の安定性やそれに係る土地の履歴の評価がどうなっているのか、ということである。平常時だけでなく、津波を伴うような震災が発生した時に、どのようなリスクが想定されるかは、今の時代、考えておくべきだと思う。干拓地であるので、自然の地形よりはリスクが高いかもしれない。

この準備書において、ハザードマップを重ね合わせた評価はしているか。

(事業者)

準備書では示していない。

(委員)

資料2において堤防に関する説明もあったが、その話も、リスクの大きさに対して、それに応じた準備をする、ということで意味をなしてくるので、既存の環境影響評価とマッチするかはわからないが、大災害を含めたリスク評価についても説明していただくと、安心・安全に繋がるのではないかと、思う。

(委員)

環境影響評価の中では、災害時を想定するのは範囲外だとは思いますが、別の視点で、この事業が災害等についてどのくらいのことまで考慮に入れているか、ということは聞かせてほしい。

(事業者)

次期クリーンセンターについては、災害に強い施設になるように、と考えており、耐震性・耐水性を十分なものとする予定である。ハザードマップについても、そこで示されている浸水深さを考慮し、ごみピットや電気室が浸水しない形で施設を計画しているところである。

(委員)

そういうこともわかりやすく示してもらえれば、安心に繋がり、良いと思う。

そうは言っても、浸水してしまった場合にどうするのか、ということについても、ぜひ紹介してもらえたら、と思う。

(2) 一般国道464号北千葉道路(市川市～船橋市)に係る環境影響評価方法書について(審議)

○事務局より資料3について説明。

【審議】

意見等、特になし。

○事業者より資料4及び資料5について説明。

【審議】

(委員)

景観について、前回委員会での意見は、本事業が市街地に隣接しているので、市街地において眺望点を追加して欲しいという主旨であった。資料4-1の13、14ページを見ると、眺望点からの視方向は景観資源を見るという限定的な絵となっている。当該意見は、特定のものを見るのではなく、高架構造の

見え方について検討いただきたいという主旨である。

人と自然との触れ合いの活動の場については、活動の場が無くならなくても、例えば、道路の反対側にある資源に対して、道路ができることで行けなくなってしまうことも想定される。ついでには、多くの人が集まる箇所では、利用者の視点からも調査等を行って欲しい。

(事業者)

景観については、ご指摘のとおり、道路がどのように見えるのか、調査等に当たっては考慮する。

また、人と自然との触れ合いの活動の場については、ご指摘のとおり、現状どのように人が集まって来ているか、道路ができることでどのような影響があるかという観点を踏まえ、利用性や快適性に及ぼす影響の調査等を行う。

(委員)

資料4のNo. 11について、見解の記載はこれでよいと思うが、その見解の内容は、資料4-1の11、12ページに示したとおりか。

(事業者)

資料4-1の11、12ページは、現地の状況を航空写真で示したものである。資料4のNo. 11で示した見解における植生の変遷等については、これからの調査等で考慮する。

(委員)

No. 11は、具体的な調査地点の選定に対する意見ではないので、そのように理解していれば問題は無い。

(委員)

資料4のNo. 3について、NO₂等は15箇所の測定局の内、一般局及び自排局で各6箇所において環境基準値や県目標値を上回っているとのことであるが、具体的にはどの地点なのか。

No. 3の意見は、現状でバックグラウンドが高い箇所と道路の位置関係を確認したいという主旨である。方法書の図と表を合わせないとその地点がわから

ない。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、位置関係がわかる資料を作成する。

(委員)

資料4-1については、調査地点をどのように設定するのか、その考え方がわからないという委員からの意見もあり、示していただいたものと思う。

現段階では、道路構造が決まっていないとのことである。例えば、トンネルから出てきたところは騒音等も大きいと思うので、市街地などのバックグラウンド値が元々高い箇所を避けてトンネル坑口の位置を決めるなど、調査結果等を踏まえ、道路構造を変えるという考えはあるのか。

(事業者)

ご指摘のように、調査結果等から道路構造を考えるという議論はあるかもしれないが、例えばトンネルの出入口の位置については、住宅の状況や交差する道路の状況を踏まえ検討しているところである。現時点では、道路構造の範囲が決まっていない段階であり、調査地点等については、資料4-1のようにイメージで示したところである。

(委員)

道路構造を決めてから、調査地点が決まるという理解でよいのか。

(事業者)

道路構造については、環境に一番良いものを採用するかというと、必ずしもそうではない。ただし、環境基準や目標値については守っていく。

(委員)

資料5の4ページ(4)の住民意見のとおり、大気質の評価に当たっては、環境基準等を超えるか超えないかということだけではなく、環境負荷としての程度かということを考えていただきたい。評価に当たっては、環境基準等を守っているのが良いということだけではなく、バックグラウンドに対する負荷

量が示されると思うので、この点についても配慮した表現としていただきたい。

(事業者)

ご指摘の意見を踏まえ、表現の方法については検討する。

(委員)

資料5の3ページ(4)の住民意見においては、専門家の意見だけではなく、知識が深い市民の意見を聴くべきとあるが、事業者として具体的にどのように対応できるのか。

(事業者)

資料4-1の12ページでお示している樹林地などで、里山保全活動を行う市民団体などがあり、樹林地の状況をよく把握している方々であるため、これらの地域に精通した方々からの情報をいただきながら調査等を進めていく。

(委員)

そのようにやっていただきたい。公にはなっていないが、情報を持っている方々もいると思うので、情報収集の方法については工夫していただきたい。

(事業者)

関係する市においては、現地調査を行い報告書等をまとめている。また、市川市の大町自然公園では学術員として研究している方々などもいる。これらの方々の意見も聴きながら、調査等を進めていく。

(委員)

道路位置等が決まっていない段階で、評価手法等の選択というのは難しいと思う。予測で用いる汚染物質の排出係数原単位は、車種によって変わってくるが、現時点で、一般部と専用部それぞれで走行する車種等の想定はあるか。

(事業者)

現時点では、道路構造が決まっていないため、将来交通量の予測ができていないが、原単位を決めるための車種別の交通量は、今後、一般部や専用部それ

それぞれで示す。現時点の将来交通量等を示すことはできないが、並行する国道や県道等からの交通が転換することを考えると、ある程度推定はできると思う。

(委員)

住居等への影響については、通行する車が普通の車かトラックか、また一般部と専用部では違ってくると思うので、今後、交通量や車種等について可能な範囲で示していただきたい。

(委員)

交通量や車種等については、準備書の段階で示すことは可能か。

(事業者)

準備書では、区間ごとの将来交通量を示す。

(委員)

現時点で、将来交通量を示すことができないとのことだが、どういうことか。理解できない。

(事業者)

現時点では、専用部のインターチェンジや一般部の平面交差する県道や市道等が決まっていないので、交通量の推計ができない。並行する道路が現時点でも非常に混雑していることから、北千葉道路の必要性や、必要となる車線数等は示しているが、現段階ではここままで、将来交通量等については、今後、準備書にて示す。

(委員)

資料5の3ページ(4)の住民意見では、貴重種だけではなく、地域を特徴づけている一般的な種の保全の見地から予測評価すべきとしているが、そのとおりと考える。また、貴重種や一般的な種に加えて、外来種についても必要と考える。外来種の情報については、環境保全措置をとる上で重要と考えるため、今後示していただきたい。

(事業者)

ご指摘のとおり、貴重種のみならず、地域を特徴づける注目種についても調査等を行う。

○事務局より資料6について説明。

【審議】

(委員)

資料6の23ページ、生態系について、可能であれば外来種という文言も入れた方がよいと思う。ただし、外来種をどうするのか、駆除するのか、考えなければならぬ。

(委員)

22ページ、「文献において生息が確認されている重要な動植物」の部分についても、「重要な動植物と管理に注意が必要となる外来種」と併記するとより明確になると思う。

外来種を文言に入れた場合、その影響を考えなければならぬ。環境影響評価法において、外来生物法がどのような位置付けとなっているのか。

(事務局)

別途、確認する。

(委員)

22ページ、「動植物の調査に当たっては、事業特性や地域特性を踏まえ」の後に、「地域情報を適切に収集した上で」と追加してはどうか。

(事務局)

ご指摘のとおり修正する。

(委員)

2ページ、計画交通量について、将来の成田空港の拡大に関する指摘がある。大気質については、車種によって、排出されるNO_xの量が変わる。将来の車

種によるNO_x量の予測については、困難と考える。準備書では、どこまでの予測ができるのか、どこまで有効となるデータがあるかなど、きちんと書いていただきたい。

また、16ページ、PM_{2.5}については、住民意見も踏まえ予測に関して指摘しているが、現状からは準備書の段階で予測技術が確立していると思えない。また、住民からは、本件計画道路地域と類似した道路の観測データを収集し、影響の程度を評価する旨の意見もあるが、長期的なデータが無いことから、困難かと思う。どのようにすれば評価できるか良い考えは無いが、一般局と自排局とを比較することぐらいはできると思う。

(委員)

予測時点では、成田空港の拡大を想定しているのか。

(事務局)

成田空港の拡大については、将来の交通量に加味されることになると思うが、予測の精度はわからない。なお、予測の条件等を記載するよう、文言については検討させていただきたい。

(委員)

交通量がわかっても、将来、どれくらいの排ガスを出す車が走っているか予測できないということであれば、準備書には、わからない点について明確に書いていただきたいということが、意見の主旨である。

(事務局)

PM_{2.5}については、事務局としても現段階での予測は困難と考えているが、指摘することは必要と考えている。

(委員)

20ページ、供用時の水質について、周辺への影響について検討することとある。予測は大変かと思うが、これは路面排水への対策を講じることを指摘するものか。

(事務局)

本事業では休憩所を設けないことから、国の道路に係る主務省令に基づき、供用時の水質については予測の対象としていない。ただし、大雨時において、路面排水が周辺水域へ影響を及ぼすようであれば、対策を講じる必要があると考え指摘した。なお、路面排水対策の事例については、他事業において確認している。

(委員)

5 ページについて、道路位置や道路構造等が決まらなると何もわからない。地下水、動植物、発生土の算出等、全てに関わってくる。道路構造等がわからないと、環境影響評価の議論が困難と考える。検討中の道路構造等については、選定理由を含め詳細を明らかにするようにとあるが、もう少し強く指摘するべきと思うがどうか。

(委員)

ご指摘のとおりと考える。方法書については、事業計画が固まっていなくても、制度上は手続きを行うことはできるが、今後、選定理由については詳細に書くべきと考えている。調査地点等の妥当性の判断ができない。調査地点等の選定理由についてはどうか。

(委員)

調査地点についても選定理由を明確に書いていただきたい。道路構造等によっては、調査地点等も変わってくるかもしれない。

(事務局)

5 ページについては、ご指摘を踏まえ、選定理由の詳細を明らかにするよう修正する。

調査地点等については、17 ページにて、施工時と供用時に分け、選定理由も明らかにするよう指摘している。また、ルート of 検討においては、単一のルート案が示されたが、その際に、道路構造の案を複数示すよう意見したところで、その点からも選定理由を明らかにするよう求めていく。

(委員)

26 ページ、廃棄物等について、今後、本事業の 15 km の範囲で、地下構造、高架構造等の箇所が明らかになると思うが、掘削量や伐採量は、道路位置や道路構造、工法等で変わってくるので、それらを明らかにした上で、廃棄物等の発生量の調査等を行うよう指摘していただきたい。

加えて、掘削土や伐採木の処理先や処理方法についても、明らかにするよう指摘していただきたい。

(事務局)

道路位置や道路構造、工法等を明らかにした上で、調査等を行うよう指摘する。ただし、処理先についての記載は難しいと思う。

(委員)

建物等を動かした場合、大木など出る場合もあると思うのでできるだけリサイクルしてもらいたい。

(事務局)

26 ページの指摘にもあるが、県ではリサイクル推進計画があるので、その範囲では記載していただければと思う。

(委員)

外来種については、アセスとの関係を考えなければならない。外来種を外に持ち出すことはできないと思うが、事業実施区域から掘削土を持っていくことはどうか。

(委員)

事務局にて確認していただきたい。

(委員)

以上、事務局においては、答申案について検討いただき、次回議論していきたい。

(委員)

以上で、本日の審議については終了とする。

以上